

改正

令和8年3月31日告示第55号

伊達市介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護事業所又は施設（以下「介護事業所等」という。）において、介護の業務に従事する職員（以下「介護職員」という。）の確保と定着を図るため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第7条の2の基準を満たす施設において行われる養成課程（以下「実務者研修」という。）を修了した者に対し、予算の範囲内において、初任者研修又は実務者研修の受講に要した経費の一部を補助することについて、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(介護事業所等)

第2条 この要綱において、介護事業所等とは、次に掲げる事業のいずれかを提供し、又は当該事業に係る施設を運営するもののうち、市内に所在する事業所をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）事業
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
- (3) 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
- (4) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）事業
- (5) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業
- (6) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（療養介護及び重度障害者等包括支援を除く。）事業
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する地域相談支援を行う事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日以前から市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 補助金交付申請日において、介護事業所等において介護職員として就労している又は介護事業所等に就職を希望していること。
- (3) 補助対象経費について、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(5) 申請した年度内に研修を修了すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、初任者研修又は実務者研修の受講に要する経費とする。ただし、入会金、交通費、保険料、分割払の場合における手数料、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用及び還付金等は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費について現に負担した額と次の表に掲げる補助限度額とを比較していずれか低い額とする。

研修課程	補助限度額
初任者研修	60,000円
実務者研修	200,000円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、研修の受講を開始する前に介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 対象講習内容及び対象経費が記載されたパンフレット等の写し
- (2) 個人情報の利用に係る同意書（様式第2号）
- (3) 一般求職者の場合は、ハローワークカード等現在求職中であることを示す書類の写し
- (4) 介護事業所等で就労している者は、就労を証明する書類（様式第3号）

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び交付金の返還)

第8条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すものとし、その旨を介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(修了報告及び補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、研修が修了したときは研修修了報告書兼請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 介護職員初任者研修又は実務者研修修了証明書の写し
- (2) 補助対象経費の領収書等の写し
- (3) 振込先金融機関の通帳の写し

2 市長は前項に規定する報告及び請求があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日告示第55号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に介護職員初任者研修又は実務者研修を修了した者については、なお従前の例による。

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

伊達市長

(〒 -)

住所

(申請者) 氏名

電話番号

介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付申請書

伊達市介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金の交付を受けたいので、伊達市介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、介護職員初任者研修又は実務者研修受講費用に係る補助金の申請に当たり、受講の経費について、他の公的制度からの補助を受けていないことを申し添えます。

研修課程	<input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> 実務者研修
研修期間	年 月 日 から 年 月 日まで
研修先機関名称	
交付申請額	円
交付申請額の算出基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の受講に要する経費 (A) _____ 円 ・補助限度額 (B) <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修 60,000円 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 実務者研修 200,000円 ・(A) と (B) のいずれか低い額 (10円未満切捨て) <li style="text-align: right;">_____ 円
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象講習内容及び対象経費が記載されたパンフレット等の写し 2 個人情報の利用に係る同意書 (様式第2号) 3 ハローワークカード等現在求職中であることを示す書類の写し ※一般求職者 4 就労証明書 (様式第3号) ※介護事業所等で就労している者

年 月 日

伊達市長

（〒 - ）

住所 _____

（申請者）^{かりがな}氏名 _____

電話番号 _____

個人情報の利用に係る同意書

伊達市介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金の交付申請に当たり、私に関する下記の情報を確認することに同意します。

記

- （1）市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記載されていること。
- （2）市税の滞納がないこと。

年 月 日

伊達市長

所在地
名称
代表者氏名



就労証明書

年 月 日時点において、次の者を介護職員として雇用していることを証明します。

被雇用者	住所	
	氏名	
就労状況	勤務先事業所名	
	勤務先所在地	
	電話番号	
	就労期間	年 月 日から証明日まで
	常勤・非常勤の別 (いずれかに○)	常勤 ・ 非常勤

様式第4号（第7条関係）

伊達市指令 第 号

年 月 日

様

伊達市長

介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、伊達市介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、伊達市介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

氏名		
住所		
研修課程	<input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> 実務者研修	
研修先機関	名称	
	研修期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
交付決定額	円	

様式第5号（第8条関係）

伊達市指令 第 号

介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付決定取消通知書

住所

氏名

年 月 日付け伊達市指令 第 号による伊達市介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金の交付については、下記のとおり取り消したので、伊達市介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

伊達市長

印

記

- 1 交付決定額
- 2 取消しの理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊達市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊達市を被告として（訴訟において伊達市を代表する者は伊達市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号 (第9条関係)

年 月 日

伊達市長

住 所
氏 名

研修修了報告書兼請求書

年 月 日付け伊達市指令 第 号で交付決定のあった介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金について、伊達市介護職員初任者研修及び実務者研修支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告及び請求します。

記

研修課程	<input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> 実務者研修
研修期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
研修先機関名称	
交付決定額	円
請求額	円
振込先金融機関	金融機関名 (普通・当座・その他)
	支店名 口座番号
	口座名義
添付書類	1 介護職員初任者研修又は実務者研修修了証明書の写し 2 補助対象経費の領収書等の写し 3 振込先金融機関の通帳の写し